

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月11日
【四半期会計期間】	第116期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	株式会社栗本鐵工所
【英訳名】	Kurimoto, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 福井 秀明
【本店の所在の場所】	大阪市西区北堀江一丁目12番19号
【電話番号】	大阪6538局7724
【事務連絡者氏名】	執行役員 総合企画室長 小島 眞也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋四丁目1番9号 （株式会社栗本鐵工所東京支社）
【電話番号】	東京3436局8001
【事務連絡者氏名】	総務部長 佐藤 容啓
【縦覧に供する場所】	株式会社栗本鐵工所東京支社 （東京都港区新橋四丁目1番9号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第115期 第1四半期連結 累計期間	第116期 第1四半期連結 累計期間	第115期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高(百万円)	19,134	17,862	94,973
経常利益又は経常損失() (百万円)	288	593	2,732
四半期純損失()又は当期純利益(百万円)	277	683	1,478
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	1,327	835	579
純資産額(百万円)	38,384	39,189	40,291
総資産額(百万円)	122,690	118,475	123,849
1株当たり四半期純損失金額()又は1株当たり当期純利益金額(円)	2.10	5.17	11.18
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)			
自己資本比率(%)	31.1	32.9	32.3

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

3. 第115期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理している。

4. 第115期第1四半期連結累計期間及び第116期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失を計上しており、また、潜在株式がないため記載していない。

5. 第115期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していない。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済の状況は、東日本大震災の影響により電力供給の制限、経済活動の鈍化に加え、円高、資源高傾向が継続するなど、先行きが不透明な状況で推移した。

このような状況の中で、当社グループの当連結会計年度の業績は鉄管部門で出荷が順調であったものの、機械部門で海外向けの粉体機器が大幅に減少、また、厳しい業界環境下で建材部門他で需要が減少したことなどにより、売上高は前第1四半期連結累計期間比1,271百万円減収の17,862百万円となった。

利益面では原価改善をはじめ、管理販売費の削減につとめたものの、減収による減益に加え、原材料の高騰などにより、営業損失は391百万円(前第1四半期連結累計期間比374百万円減益)、経常損失は593百万円(前第1四半期連結累計期間比304百万円減益)となった。また、四半期純損失は、特別利益として有価証券の売却益、特別損失として有価証券の評価損他を計上したことにより683百万円(前第1四半期連結累計期間比406百万円減益)となった。セグメントの業績は、次の通りである。

「パイプシステム事業」は、売上高については、機種種の統廃合を行ったバルブ部門の売上が減少した反面、鉄管部門において小口径管の前倒し発注、大口径管の出荷が順調であったことなどにより、前第1四半期連結累計期間比173百万円増収の10,455百万円となった。

営業損益については、バルブ部門において収益改善が実施されたものの、鉄管部門で原材料高騰の影響により、前第1四半期連結累計期間比36百万円減益の108百万円の営業損失となった。

「機械システム事業」は、売上高については、素形材部門において鉄道用ブレーキディスクなどで売上を伸ばしたものの、機械部門において、海外向けの粉体機器が大幅に減少したことに加え、過年度の自動車業界を中心とした設備投資の急激な抑制の影響で鍛圧機の売上高が減少したことなどにより、前第1四半期連結累計期間比1,286百万円減収の3,135百万円となった。

営業損益については、減収の影響が大きく、前第1四半期連結累計期間比143百万円減益の228百万円の営業損失となった。

「産業建設資材事業」は、売上高については、建材部門において、首都圏の大型オフィスビル建設が本格化したことにより、空調、建築製品は増加したものの、消音製品の出荷は減少した。また、化成品部門においても、国営農水分野向けの出荷が増加したものの、震災影響による電力会社からの電力管の減少などにより、前第1四半期連結累計期間比158百万円減収の4,272百万円となった。

営業損益については、コストダウンに注力したものの、亜鉛鉄板、樹脂関係原料の値上げ幅がこれを上回り、前第1四半期連結累計期間比40百万円減益の0百万円の営業利益となった。

(2)財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、商品及び製品、仕掛品などが増加した反面、受取手形及び売掛金などの減少により、前連結会計年度末比5,373百万円減少の118,475百万円(前年同四半期122,690百万円)となった。

一方、負債においては支払手形及び買掛金、短期借入金などの減少により、前連結会計年度末比4,271百万円減少の79,286百万円(前年同四半期84,306百万円)となった。

純資産においては、四半期純損失、その他有価証券評価差額金などの減少により、前連結会計年度末比1,101百万円減少の39,189百万円(前年同四半期38,384百万円)となった。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりである。

(株式会社の支配に関する基本方針について)

当社は、平成20年5月26日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を決定し、同年6月27日開催の第112回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為への対応策」の導入の承認決議を受けている。

平成23年5月23日開催の取締役会において基本方針を改定し、同年6月29日開催の第115回定時株主総会において「当社株式等の大規模買付行為への対応策」を一部修正のうえ、継続することの承認決議を受けた。

1. 基本方針の概要

当社は、当社株式の譲渡は自由であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に影響を及ぼす当社株式の買付行為等に応じるか否かについては、株主全体の自由な意思に基づき決定されるべきものと考えている。

しかし、当社株式の買付行為等の一部には、その内容について検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付条件が企業価値・株主共同の利益に照らして不十分であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定される。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではなく、かかる買付行為等に対しては必要かつ相当な対抗措置をとる必要があると考えている。

2. 基本方針の実現に資する取組みの概要

当社では、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針の実現に資するものとして、以下に掲げる取組みを推進している。

(1) 企業価値・株主共同の利益の向上に資する「経営方針」について

当社は、1909年の創業以来、お客様満足第一のモノづくりに徹して、社会インフラ整備・ライフラインの拡充に貢献してきた。今後もトータル・クオリティー・サービスでお客様の信頼を得ることで持続的成長を目指すことを「経営基本方針」としている。

この「経営基本方針」を遂行するために、コア技術を基盤としたイノベーションに注力するとともに、「投資と将来性」、「収益創出事業と新規戦略事業」等のバランスを計り、市場・顧客ニーズに対して最適システムを提供していく。これに加え、社会貢献活動・コンプライアンス活動等にも引き続き積極的に取り組んでいく。

(2) 企業価値・株主共同の利益向上に資する「コーポレート・ガバナンス(企業統治)の充実施策」について

コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、次の施策を実施している。

経営上の意思決定、業務執行及び監督

最高意思決定機関及び監督機関として取締役会のほか、代表取締役社長を中心としたメンバーによる経営会議を設置し、取締役会の機能補完と意思決定の迅速化を図っている。さらに、執行役員制度を導入し、取締役の業務執行機能の一部を執行役員に権限委譲することで、取締役の管理・監督機能を相対的に強化している。また、経営監査機関として、監査役会を設置し、監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、内部統制の運営状況等の確認を行い、必要に応じて取締役会に意見を述べるなど、取締役の職務執行に対する監査を行っている。

内部統制システム

内部統制システムについての具体的な取組みとして、企業行動基準をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を整備し、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めている。

3. 当社株式等の大規模買付行為への対応策(本プラン)の概要

(1) 本プランの対象

議決権割合で20%以上となる当社株式等の取得を目的とする大規模買付行為を対象とし、大規模買付行為について一定のルール(大規模買付ルール)を定めている。

(2) 大規模買付ルール

大規模買付者は、当社取締役会に対し、事前に買付行為の概要等を記した意向表明書及び買付の目的、買付後の経営方針など、株主の皆様や取締役会の判断に必要なかつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものである。

(3) 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

取締役会は、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置をとらず、買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において判断することになる。ただし、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、新株予約権の無償割当て等の対抗措置をとることがある。

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等の対抗措置をとることがある。なお、大規模買付者がルールを順守したか否かの判断に際しては、大規模買付者側の事情についても考慮することとする。

独立委員会の設置

取締役会が、大規模買付ルールが順守されたか否か又は企業価値・株主共同の利益を損なうか否かの判断を行う際、客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置する。独立委員は、社外取締役、社外監査役、社外有識者の中から選任する。

対抗措置の発動の手続

取締役会は、発動に先立ち独立委員会に対し発動の是非について諮問し、独立委員会はその是非について勧告を行う。取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重する。具体的な手段については、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択する。

対抗措置発動の停止等について

取締役会が、対抗措置の発動が適切でない判断した場合には、独立委員会の勧告等を尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがある。

(4) 株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、大規模買付行為の是非を株主の皆様が判断する際の必要な情報を提供するためのものであり、企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えている。

対抗措置の発動が株主及び投資家の皆様に与える影響

取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適時・適切に開示する。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、経済的・法的に格別の損失を被るような事態は想定していない。

(5) 大規模買付ルールの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランの有効期間は、平成23年6月29日に開催された第115回定時株主総会の日から3年間（平成26年6月に開催予定の定時株主総会まで）とし、以降は3年ごとに定時株主総会の承認を経ることとする。

但し、有効期間中であっても、株主総会又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとする。

(6) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足している。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえている。

株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、買付等に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものである。

合理的な客観的発動要件の認定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されている。

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際して、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重することとしている。

また、適時に情報開示することにより、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されている。

株主意思を尊重するものであること

本プランは、平成23年6月29日開催の第115回定時株主総会にて株主の皆様の承認を頂いたことから、株主の皆様が意向が反映されている。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会で選任された任期が1年間である取締役で構成される取締役会により廃止することができ、デッドハンド型買収防衛策ではなく、また、スローハンド型買収防衛策でもない。

(4) 研究開発活動

当第 1 四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、272百万円である。

なお、当第 1 四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	393,766,000
計	393,766,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	133,984,908	133,984,908	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数 1,000株
計	133,984,908	133,984,908		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日		133,984,908		31,186,098		6,959,779

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,770,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 131,902,000	131,902	
単元未満株式	普通株式 312,908		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	133,984,908		
総株主の議決権		131,902	

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれている。
又、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれている。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社栗本鐵工所	大阪市西区北堀江 一丁目12番19号	1,770,000		1,770,000	1.32
計		1,770,000		1,770,000	1.32

(注)当第1四半期会計期間末の自己株式数は、1,770,913株である。

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、大阪監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,627	16,648
受取手形及び売掛金	36,044	28,532
商品及び製品	7,756	8,733
仕掛品	4,930	6,671
原材料及び貯蔵品	2,061	2,047
その他	1,552	1,684
貸倒引当金	206	201
流動資産合計	68,767	64,116
固定資産		
有形固定資産		
土地	24,484	24,484
その他(純額)	17,076	16,945
有形固定資産合計	41,560	41,429
無形固定資産		
その他	376	339
無形固定資産合計	376	339
投資その他の資産		
投資有価証券	10,146	9,746
その他	4,068	3,582
貸倒引当金	1,071	738
投資その他の資産合計	13,144	12,590
固定資産合計	55,081	54,359
資産合計	123,849	118,475

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	22,410	20,466
短期借入金	29,407	27,405
1年内返済予定の長期借入金	18,714	18,151
未払法人税等	269	191
引当金	1,776	949
その他	4,628	5,795
流動負債合計	77,206	72,959
固定負債		
社債	44	44
長期借入金	1,108	961
退職給付引当金	3,348	3,517
その他の引当金	744	722
その他	1,106	1,081
固定負債合計	6,352	6,327
負債合計	83,558	79,286
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,186	31,186
資本剰余金	6,959	6,959
利益剰余金	2,218	1,270
自己株式	385	385
株主資本合計	39,979	39,030
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	38	105
繰延ヘッジ損益	-	0
その他の包括利益累計額合計	38	105
少数株主持分	273	264
純資産合計	40,291	39,189
負債純資産合計	123,849	118,475

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	19,134	17,862
売上原価	14,676	13,949
売上総利益	4,458	3,913
販売費及び一般管理費	4,474	4,304
営業損失()	16	391
営業外収益		
受取配当金	15	40
不動産賃貸料	35	34
その他	148	51
営業外収益合計	199	126
営業外費用		
支払利息	212	180
その他	259	147
営業外費用合計	471	328
経常損失()	288	593
特別利益		
投資有価証券売却益	24	27
貸倒引当金戻入額	36	-
環境対策引当金戻入額	38	-
その他	2	-
特別利益合計	102	27
特別損失		
投資有価証券評価損	19	193
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	101	-
その他	55	0
特別損失合計	176	193
税金等調整前四半期純損失()	362	759
法人税、住民税及び事業税	84	90
法人税等調整額	153	158
法人税等合計	68	68
少数株主損益調整前四半期純損失()	293	691
少数株主損失()	16	7
四半期純損失()	277	683

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	293	691
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,033	144
繰延ヘッジ損益	0	0
その他の包括利益合計	1,033	144
四半期包括利益	1,327	835
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,311	828
少数株主に係る四半期包括利益	16	7

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
1 保証債務 従業員の金融機関借入金に対する保証債務 400百万円	1 保証債務 従業員の金融機関借入金に対する保証債務 387百万円
2 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高 2,265百万円 裏書譲渡高 31百万円	2 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高 2,818百万円 裏書譲渡高 49百万円
3 コミットメント等について 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行13行と当座貸越契約及びシンジケーション方式によるコミットメントライン並びにタームローン契約を締結している。 当連結会計年度末の借入未実行残高は次の通りである。 当座貸越極度額 2,900百万円 コミットメントラインの総額 33,000百万円 タームローンの総額 18,000百万円 借入実行残高 46,717百万円 差引額 7,182百万円	3 コミットメント等について 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行13行と当座貸越契約及びシンジケーション方式によるコミットメントライン並びにタームローン契約を締結している。 当第1四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次の通りである。 当座貸越極度額 2,900百万円 コミットメントラインの総額 33,000百万円 タームローンの総額 17,500百万円 借入実行残高 44,005百万円 差引額 9,395百万円
4 財務制限条項等の付保 短期借入金のうち26,000百万円、長期借入金(1年以内返済分を含む)のうち18,000百万円については、財務制限条項等が付されている。 (1)各決算期末日及び第2四半期連結会計期間末日において、貸借対照表(連結、単体いずれも)の純資産残高300億円以上に維持すること。 (2)平成21年3月期以降の各年度の決算期における損益計算書(連結、単体それぞれ)に示される営業損益を2期連続して損失とならないようにすること。	4 財務制限条項等の付保 短期借入金のうち24,000百万円、長期借入金(1年以内返済分を含む)のうち17,500百万円については、財務制限条項等が付されている。 (1)各決算期末日及び第2四半期連結会計期間末日において、貸借対照表(連結、単体いずれも)の純資産残高300億円以上に維持すること。 (2)平成21年3月期以降の各年度の決算期における損益計算書(連結、単体それぞれ)に示される営業損益を2期連続して損失とならないようにすること。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費	592百万円	559百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当に関する事項

該当事項なし。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	264百万円	2円	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	パイプシ テム事業	機械シ テム事業	産業建設 資材事業			
売上高						
外部顧客への売上高	10,281	4,421	4,430	19,134	-	19,134
セグメント間の内部売上高 又は振替高	22	0	110	132	132	-
計	10,303	4,422	4,540	19,267	132	19,134
セグメント利益又は セグメント損失()	71	84	41	115	98	16

(注)1 セグメント利益又はセグメント損失()の調整額98百万円には、セグメント間取引消去61百万円、各報告セグメントが負担する販売間接費、一般管理費、試験研究費の配分差額70百万円及びたな卸資産の調整額 33百万円が含まれている。

2 セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項なし。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項なし。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項なし。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	パイプシ テム事業	機械シ テム事業	産業建設 資材事業			
売上高						
外部顧客への売上高	10,455	3,135	4,272	17,862	-	17,862
セグメント間の内部売上高 又は振替高	18	-	125	143	143	-
計	10,473	3,135	4,397	18,006	143	17,862
セグメント利益又は セグメント損失()	108	228	0	336	54	391

(注)1 セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 54百万円には、セグメント間取引消去13百万円、各報告セグメントが負担する販売間接費、一般管理費、試験研究費の配分差額 22百万円及びたな卸資産の調整額 44百万円が含まれている。

2 セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項なし。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項なし。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項なし。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	2円10銭	5円17銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(百万円)	277	683
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額() (百万円)	277	683
普通株式の期中平均株式数(千株)	132,216	132,214

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2【その他】

該当事項なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月11日

株式会社栗本鐵工所
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 公認会計士 馬場 泰徳 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 堀 亮三 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社栗本鐵工所の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栗本鐵工所及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。